●香川県告示第181号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和5年7月14日から同年8月3日まで一般の縦 覧に供する。

令和5年7月14日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道(主要地方道)
- 2 路線名塩江屋島西線(30号)
- 3 道路の区域

区間	変更	敷地の幅員	延長	備考
	前後別	(メートル)	(メートル)	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /
高松市塩江町安原上字上生山	前	10.7~36.2	67	余剰地の不用物件化
1353番2地先から				
高松市塩江町安原上字上生山	後	8.9~36.2	67	
1758番6地先まで				